

青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、青森市個人番号の利用に関する条例（以下「条例」という。）の所要の改正をするため、提案するものである。

2 改正の内容

法改正により、窓口等において添付書類の提出等の省略のために行う他機関との情報連携について定められた法別表第二が廃止され、当該事項が主務省令で規定されることに伴い、条例の法別表第二に関する規定について、字句の置き換えを行う。

また、国が設置した機関である個人情報保護委員会が、条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務について、当該情報連携を行うため、所要の規定を追加する。

(1) 法改正に伴う字句の置き換えについて

① 法改正の内容

法別表第二の廃止により、同表第二欄で規定されていた事務が**特定個人番号利用事務**、同表第四欄で規定されていた特定個人情報が**利用特定個人情報**と定められた。

法別表第二（抜粋）

情報照会者 (第一欄)	事務（第二欄） ⇒特定個人番号利用事務	情報提供者 (第三欄)	特定個人情報（第四欄） ⇒利用特定個人情報
七十四 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

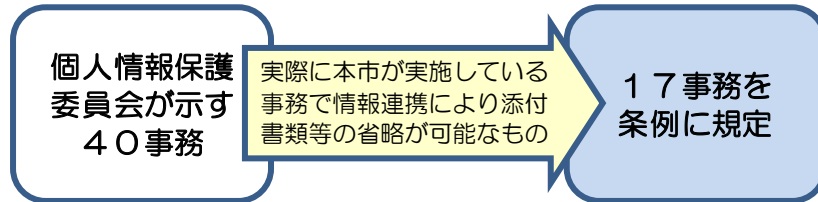
② 字句の置き換えの主な内容

青森市個人番号の利用に関する条例（新旧対照表抜粋）	
改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第三条</p> <p>3 市の機関は、特定個人番号利用事務 _____を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報 _____であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第三条</p> <p>3 市の機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報 _____の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

(2) 条例への規定により実施する情報連携について

国が設置した機関である個人情報保護委員会が条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務のうち、実際に本市が実施している事務で情報連携により添付書類等の省略が可能な 17 事務を規定。

(子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成に関する事務など)



3 施行期日

法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（ただし、一部の改正規定は公布の日）